

## 平成27年教育委員会臨時会会議録（要旨）

- 1 開催日時 平成27年10月1日（木）  
開会：午前10時 閉会：午前10時43分
- 2 開催場所 教育委員会室2
- 3 会議次第
  - 議題の非公開について
  - 教育長報告
    - 専決報告第5号 教育委員会の所属職員の任免について
  - 議案第95号 大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について
  - 議案第96号 大津市立小中学校教員不祥事防止対策検討委員会規則の制定について
  - 議案第97号 大津市歴史博物館収蔵品収集審査会審査員の委嘱について
  - その他
    - 大津市教育委員会委員長の選任について
    - 大津市教育委員会委員長職務代理者の選任について
- 4 出席委員  
桶谷委員長、本郷委員長職務代理者、日渡委員、前田委員、井上教育長
- 5 会議に出席した説明員  
松井教育次長、船見政策監、井口学校安全政策監、南堀教育総務課長、小林学校教育課長、太田教育相談センター所長、樋爪歴史博物館長、伏見教育総務課主幹
- 6 会議に出席した事務局職員  
伊藤教育総務課主任
- 7 会議を傍聴した者
  - (1) 一般傍聴者 0人
  - (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 8 議事の経過 別紙のとおり

## (議事の経過)

開会 委員長が臨時会の開会を宣言

議題の非公開 議案第97号及びその他について非公開とすることを可決

教育長報告

専決報告第5号 教育委員会の所属職員の任免について

### 【説明】

○井上教育長 専決報告第5号教育委員会の所属職員の任免について、主幹級以下の職員の異動について報告するものである。10月1日付で北部クリーンセンターの職員が唐崎支所兼唐崎公民館の主幹に、人事課の職員が学校給食課主査に異動するものである。

議案第95号 大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について

### 【説明】

○南堀教育総務課長 議案第95号大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について、大津市議会8月通常会議に上程されている大津市附属機関設置条例の一部改正案について、今月25日に議決が得られたことから、関係する規則の整理を行うものである。

4つの規則について、委員の区分に関する規定中「教育委員会が指名する」を削るものについては、「市職員」という形で記せば足りるということであるため、条例のほう同様の改正をしていることから、同じような改正を規則においてもするというものである。今回の条例改正に合わせて文言整理され、規則についても整理するというもので、委員の構成には影響がないため、公布の日から施行するものである。

【質疑】 なし

【採決】 可決

議案第96号 大津市立小中学校教員不祥事防止対策検討委員会規則の制定について

### 【説明】

○小林学校教育課長 議案第96号大津市立小中学校教員不祥事防止対策検討委員会規則の制定について委員会の議決を求めるものである。

規則案として、市立小学校及び中学校の教員の不祥事を防止するために講ずべき実質的な対策に関し必要な事項を調査審議するため、新たに附属機関として大津市立小中学校教員不祥事防止対策検討委員会を設置することに伴い、同委員会の組織、運営等に関し必要な事項を定める。

所掌事務として、この委員会は教育委員会の諮問に応じ、市立小学校及び中学校の教員による不祥事の原因や背景を検証するとともに、教員の不祥事を防止するため必要と認められる次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。

1点目は、教員倫理の向上のための研修制度の構築に関すること。2点目は、不祥事を許さない職場風土の醸成及び組織環境の整備に関すること。3点目は、教員のストレスマネジメントに関すること。4点目は、前各号に掲げるもののほか、教員の不祥事を防止するために必要な事項に関することとしている。

委員の数等に関しては、学識経験を有する者5人以内、市職員1人としている。

### 【質 疑】

- 本郷委員 先ほどの「教育委員会の指名する」という項目を削るというのも、市長から提出された大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例と付随するものと理解していいか。
- 伏見教育総務課主幹 今回の市立小中学校教員不祥事防止対策検討委員会の新規の条例化に伴い、同じように市職員の表現をこの条例改正に示しているように、今回の条例改正の作業の際に、一連の整理を行うこととなった。
- 本郷委員 今日の議案である大津市立小中学校教員不祥事防止対策検討委員会規則の制定について議決を求めることであるが、制定については、市議会のほうに議案として提出されてしまっている。
- 伏見教育総務課主幹 市議会において、条例に基づく整備がされているが、ここでは、名称と担任する事項と委員の枠組みとその構成メンバー、そこだけを条例化しており、その細目である教育委員会規則の制定に関してお願い申し上げるものである。
- 本郷委員 どれを制定するかどうかではなくて、本当は規則そのものの内容をこれでよいかどうかという議論をするのか。
- 伏見教育総務課主幹 そうである。
- 日渡委員 ということは、委員会の決議を待たずして条例が先行したということなのか。
- 伏見教育総務課主幹 条例に関しては、先日の臨時会において提示し、議決を得た上で市長のほうから議会本会議に提出し、その議決を得てという流れでこの間進めている。

### 【採 決】 可決

## 議案第97号 大津市歴史博物館収蔵品収集審査会審査員の委嘱について

### 【説 明】

- 樋爪歴史博物館長 大津市歴史博物館収蔵品収集審査会審査委員の委嘱について、委員会の議決を求めるものである。
- 当委員会は、平成24年の大津市附属機関設置条例の中で条例設置となったものであり、博物館で収蔵品を収集する、購入あるいは受贈の資料についての審議あるいは購入の金額等々妥当性、そういったものについて行うものである。
- この委員会については、本来は今年の9月6日からの任期という形になっているため、前々回の教育委員会で審議いただくべきものであったが、失念をしており、今回の臨時会で諮っていただく形となった。
- 委員については、美術全般について精通している者であるため、今回も引き続きお願いするものである。

### 【質 疑】

- 日渡委員 9月何日までの任期であったのか。
- 樋爪歴史博物館長 9月5日までのため、本来ならば8月の定例教育委員会にかけるべき事項であった。
- 日渡委員 その間については、何か業務は発生しなかったのか。
- 樋爪歴史博物館長 業務は発生していない。
- 日渡委員 これは非常に重要な欠落期間であるため、そこはもう少し事務局等で、会議の委員の委解嘱や期間の管理というものをしっかりする必要がある気がする。
- それと、人が存在しない期間というのはやっぱり避けないといけないと思う。そのため、臨時とは言わずに、こういうときに教育長の代決をするなりして、期間のない空白を回避していただきたいと思う。
- 井上教育長 以後、こういうことのないように十分注意したいと思う。
- 桶谷委員長 総務全体がこの大津市教育委員会の委員を全てチェックできるようなシステムを担当部署とお互いにとっておくといい。その辺を十分ご検討いただきたい。

**【採 決】** 可決

○その他

大津市教育委員会委員長の選任について

大津市教育委員会委員長職務代理者の選任について

**【説 明】**

○桶谷委員長 委員長の任期が10月6日付で満了となるため、委員長を選出する必要がある。

**【協 議】**

次期委員長の選挙は指名推薦で行うことを全委員異議なしにより決定。

次期委員長は桶谷委員、また、次期委員長職務代理者は本郷委員を選出することを決定した。

**閉会** 委員長が臨時会の閉会を宣言